

様式第2号（第9条関係）

徳島県指令 第 号
河川等出水警戒区域建築認定証
年 月 日付で申請のありました河川等出水警戒区域における建築物の建築については、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例第23条第1項（第26条第1項）の規定により、次のとおり認定します。
年 月 日
徳島県知事 印

建築物しようとする建築物	申請者	住所				
		氏名				
	工事の種類					
	敷地の位置及び面積	(m ²)				
	地盤面の高さ	T.P.+ m	敷地の想定浸水位	T.P.+ m		
	構造					
	用途					
	居室の位置			居室の床面の高さ	T.P.+ m	
	工事予定年月日	着手	年 月 日	完了	年 月 日	
	設計者の住所及び氏名					
	工事監理者の住所及び氏名					
	工事施工者の住所及び氏名					
その他						
認定条件						

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として（徳島県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。